

公立大学法人山口県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付 に関する意見について

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付について、同条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり山口県公立大学法人評価委員会の意見を求めます。

記

1 出資等に係る不要財産の概要

別表のとおり

2 出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

山口県立大学第二期施設整備計画に基づく新キャンパスへの集約移転に伴い、県から出資された土地及び建物の一部が不要となるため

3 納付の相手方

山口県

4 納付の時期

令和 6 年 4 月 1 日

5 納付までのスケジュール（予定）

令和 5 年 8 月 山口県立大学法人評価委員会での意見聴取

令和 5 年 12 月 県議会での審議

令和 6 年 1 月 県知事による認可

(国への定款変更の認可申請)

令和 6 年 3 月 (国による定款変更の認可)

令和 6 年 4 月 出資等に係る不要財産の納付

別表

1 土地

地目	所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格(円)	申請の日における 帳簿価格(円)	不要財産の取得 にかかる出資又は 支出の額(円)	備考
学校用地	山口市桜島三丁目2534番2	295.28	5,949,000	5,949,000	5,949,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2631番1	2,228.19	44,891,000	44,891,000	44,891,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2651番	2,194.61	44,215,000	44,215,000	44,215,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2652番3	4,874.22	98,200,000	98,200,000	98,200,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2655番4	8,805.05	177,401,000	177,401,000	177,401,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2660番1	2,840.26	57,222,000	57,222,000	57,222,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2671番2	171.94	3,464,000	3,464,000	3,464,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2675番1	2,960.29	59,641,000	59,641,000	59,641,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2675番2	558.84	11,259,000	11,259,000	11,259,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2682番2	552.16	11,124,000	11,124,000	11,124,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字上通2942番1	891.20	29,000,000	29,000,000	29,000,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字堤下2944番1	1,643.17	43,978,000	43,978,000	43,978,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字堤下2946番1	766.77	20,522,000	20,522,000	20,522,000	現物出資
計		28,781.98	606,866,000	606,866,000	606,866,000	

2 建物

地目	所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格(円)	申請の日における 帳簿価格(円)	不要財産の取得 にかかる出資又は 支出の額(円)	備考
図学教室	山口市桜島三丁目2631番1	129.60	6,550,000	1,507,936	6,550,000	現物出資
図書館	山口市桜島三丁目2660番1	1,079.10	57,600,000	6,681,617	57,600,000	現物出資
車庫	山口市桜島三丁目2660番1	90.72	6,270,000	2,113,007	6,270,000	現物出資
C館	山口市桜島三丁目2651番	2,832.76	80,000,000	5,200,017	80,000,000	現物出資
D館	山口市桜島三丁目2655番4	3,056.86	366,000,000	188,650,968	366,000,000	現物出資
計			516,420,000	204,153,545	516,420,000	

- 法第42条の2第1項の規定に基づく出資等に係る不要財産の納付処理の対象となるのは、帳簿価格が50万円以上の財産とされている。
- 50万円未満の財産は、別途、法人から県に対して無償譲渡することとなる。